

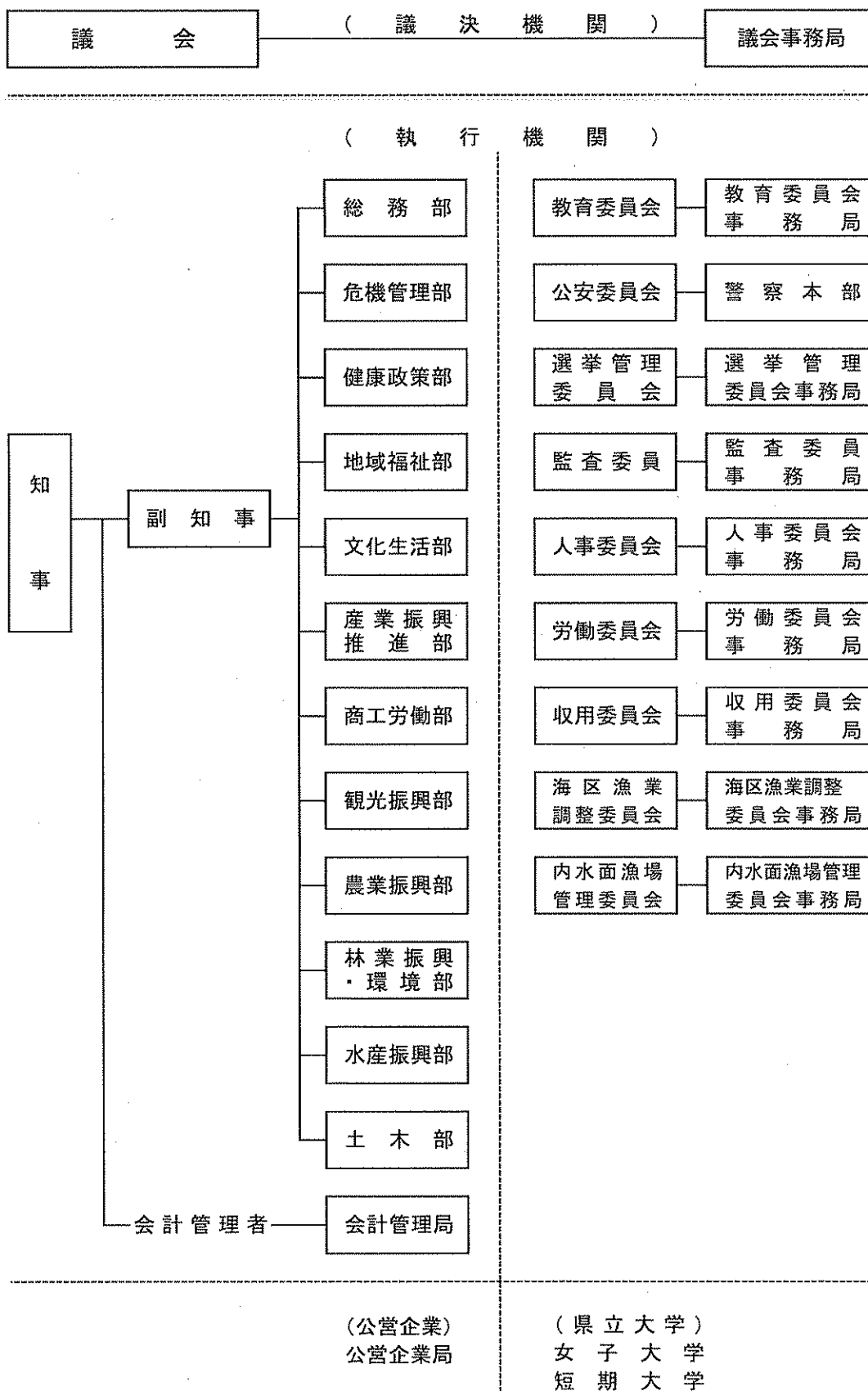
組織機構に関する資料

- ・ 高知県組織機構図 (p. 2～3)
- ・ 現行行革プランの組織関係部分 (p. 4～5)
- ・ これまでの出先機関の見直し状況 (p. 6)
- ・ 出先機関一覧表 (p. 7)
- ・ 出先機関位置図等 (p. 8～9)
- ・ 主要出先機関の機構図等 (p. 10～13)
(福祉保健所、農業振興センター、土木事務所、農業技術センター)
- ・ チーフ制の概要 (p. 14～17)
- ・ 総合出先機関のメリット・デメリット等 (p. 18～19)
- ・ 総合出先機関：愛媛県地方局の例 (p. 20～21)
- ・ 土木・農業・林業関係出先機関：島根県の例 (p. 22)
- ・ 県幹部職員の主な意見 (p. 23～24)

<参考資料>

- ・ 知事部局の行政組織・所掌事務および職員数 (別添 資料 4)

高知県組織機構図(平成21年4月1日現在)

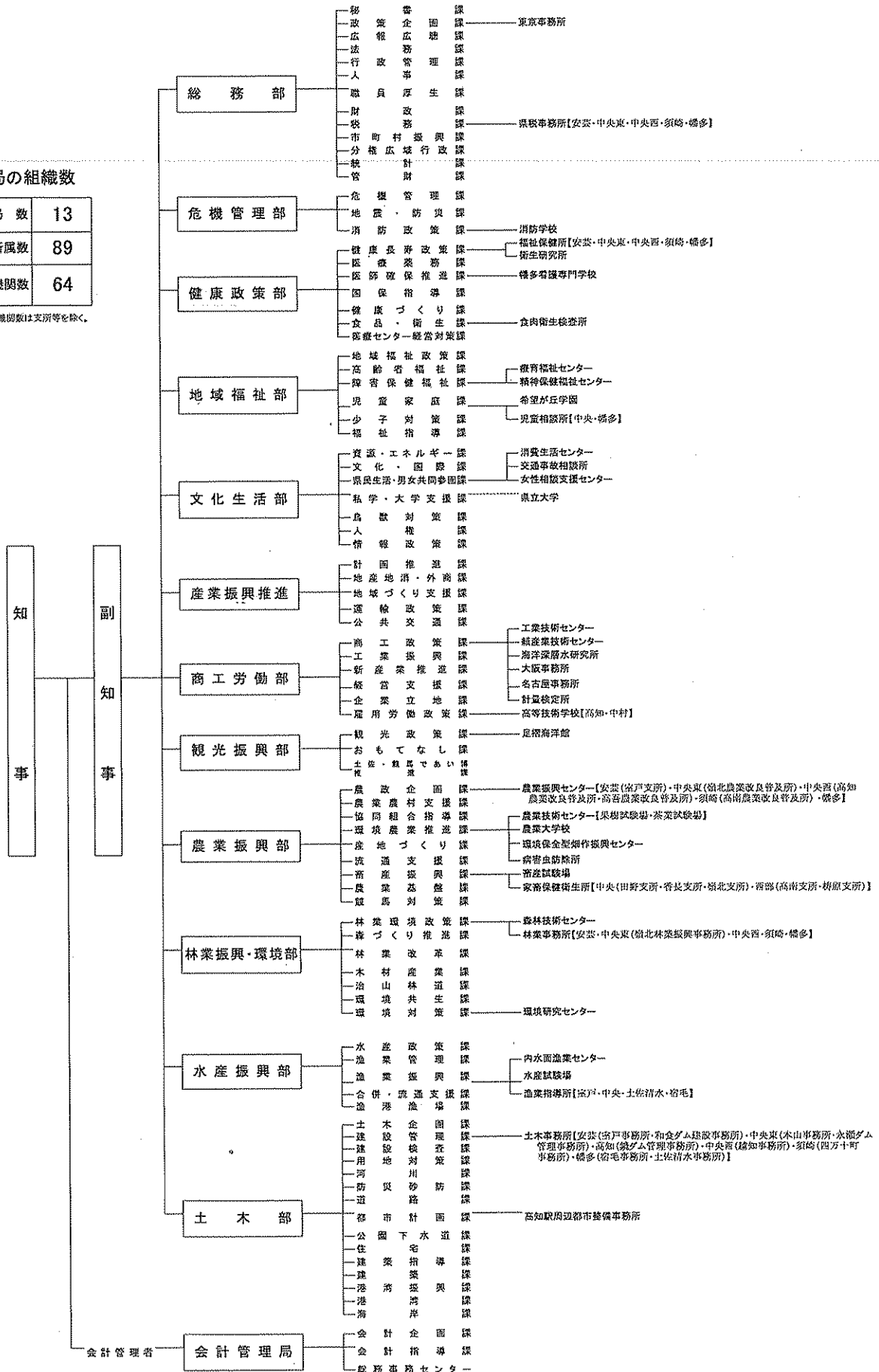


高知県知事部局 組織機構一覽表(平成21年4月1日現在)

知事部局の組織数

部局数	13
本庁所属数	89
出先機関数	64

(注)出先機関数は支所等を除く。



(1) 組織機構のスリム化と再編成

本県では、平成15年度に本庁の組織機構を大幅に見直し、課室の規模を小さくするとともに、課長補佐職を置かないフラットな課室を設けることで、仕事に対する責任の明確化やスピードアップに取り組んできました。

また、出先機関に関しては、農業改良普及センターと耕地事務所の統合による「農業振興センター」の設置や福祉事務所と保健所の統合による「福祉保健所」の設置など、地域の行政課題の移り変わりに対応して、効率的な県政運営を進めるため、積極的に統廃合を行ってきました。

今後は、平成19年度末から始まる職員の大量退職や業務のアウトソーシングに伴う定数のスリム化を念頭に置き、県の行政課題に迅速、かつ的確に 대응することのできる「一番望ましい姿は何か」との視点で、これまでの組織改正の検証を行い、戦略能力と実行力を兼ね備えた簡素で効率的な組織の編成を目指します。

- ① 部局の再編
- ② 本庁課室の再編
- ③ 出先機関のスリム化

① 部局の再編

〔 対応済 ・ H19.4月、H21.4月 部局再編 〕

② 本庁課室の再編

〔 対応済 ・ H19.4月 部局再編に伴う組織改正
 ・ H19.4月 総務事務センター設置
 ・ H21.4月 部局再編に伴う組織改正 〕

③ 出先機関のスリム化

平成17年度の知事部局の出先機関数は79^(注)となっており、平成7年度に行政改革大綱を策定した時点の148に比べてほぼ半減しています。この間、保健所等の再編、印刷所や蘭検定所等の廃止、老人ホーム等の民間移管など、地域における行政課題の変化や民間との役割分担を踏まえて、積極的に出先機関の統廃合を行ってきました。

今後も地域の行政課題に的確に対応し、効率的で効果的な県行政を進めるため、業務

(注) 支所等を除く。

のアウトソーシングにも取り組みながら、出先機関のさらなる再編を進めるとともに、担当者の数に比べて多い課長や班長、チーフなどの「中間職」の見直しを行います。

また、出先機関の機能を高めるためには、横のつながりが重要であり、地域ごとの出先機関の連携のあり方について、平成 18 年度に検討を行います。

H21 までの実績

【出先機関の見直し・あり方の検討】

	出先機関名	内 容	時 期
○	職員能力開発センター	廃止（民間事業者等へアウトソーシング）	平成 18 年度末
—	消防学校	四国 4 県での連携の検討	平成 18 年度～（検討）
—	県外事務所	産業振興の拠点としての活用策を検討	平成 18 年度～（検討）
○	南海学園	廃止（民間事業者へ移管）	平成 17 年度末
○	身体障害者リハビリテーションセンター	民間事業者への移管を検討	平成 20 年度
○	総合看護専門学校	廃止（県立大学へ機能を集約）	平成 20 年度末
—	療育福祉センター	機能再編の検討	平成 18～20 年度（検討）
×	環境研究センター 衛生研究所	統合	平成 21～22 年度 （統合後の事務室確保の目処が立ち次第）
—	高知・中村高等技術学校	再編の検討	平成 20 年度
—	試験研究機関 （産業技術委員会所管）	これまでの評価と今後のあり方の検討	平成 17～18 年度（検討）
—	農林水産部出先機関	再編の検討	平成 18 年度（検討）
—	漁業指導所	再編の検討	平成 19 年度（検討）
○	土木事務所	現在の 12 事務所から 6 事務所（6 出張所）に再編	平成 18 年度
△	高知駅周辺都市整備事務所	廃止	平成 20 年度末
○	高知港事務所	廃止（高知土木事務所への統合）	平成 18 年度
—	県が直営する「公の施設」	指定管理者制度導入の検討	平成 18 年度（検討）
—	各出先機関	地域ごとの出先機関の連携のあり方を検討	平成 18 年度（検討）

備考

- ・「検討」を目標としたものは「—」表示
- ・高知駅周辺都市整備事務所は平成 21 年度末廃止予定

これまでの出先機関の見直し状況

【出先機関数の推移】

- ・ 平成7年度（行政改革大綱策定時） 148
- ・ 平成17年度（行政改革プラン策定時） 79
- ・ 平成21年4月1日現在 64

※ 支所等を除く。

▼ 近年の出先機関統廃合の主要事例

出先機関名	見直し内容	時期
農業改良普及センターと耕地事務所	統合 → 「農業振興センター」設置	平成16年4月
保健所と福祉事務所	統合 → 「福祉保健所」設置	平成17年4月
南海学園（知的障害児施設）	廃止（社会福祉法人に移管）	平成17年度末
土木事務所	12事務所 → 6事務所＋6所内所に再編	平成18年4月
高知港事務所	廃止（高知土木事務所へ統合）	平成18年4月
職員能力開発センター	廃止（業務のアウトソーシング）	平成18年度末
身体障害者リハビリテーションセンター	廃止（社会福祉法人に移管）	平成19年度末
総合看護専門学校	廃止（高知女子大学に機能集約）	平成20年度末
栽培漁業センター	廃止（業務のアウトソーシング）	平成20年度末

知事部局出先機関箇所数・職員数

(平成21年4月1日現在)

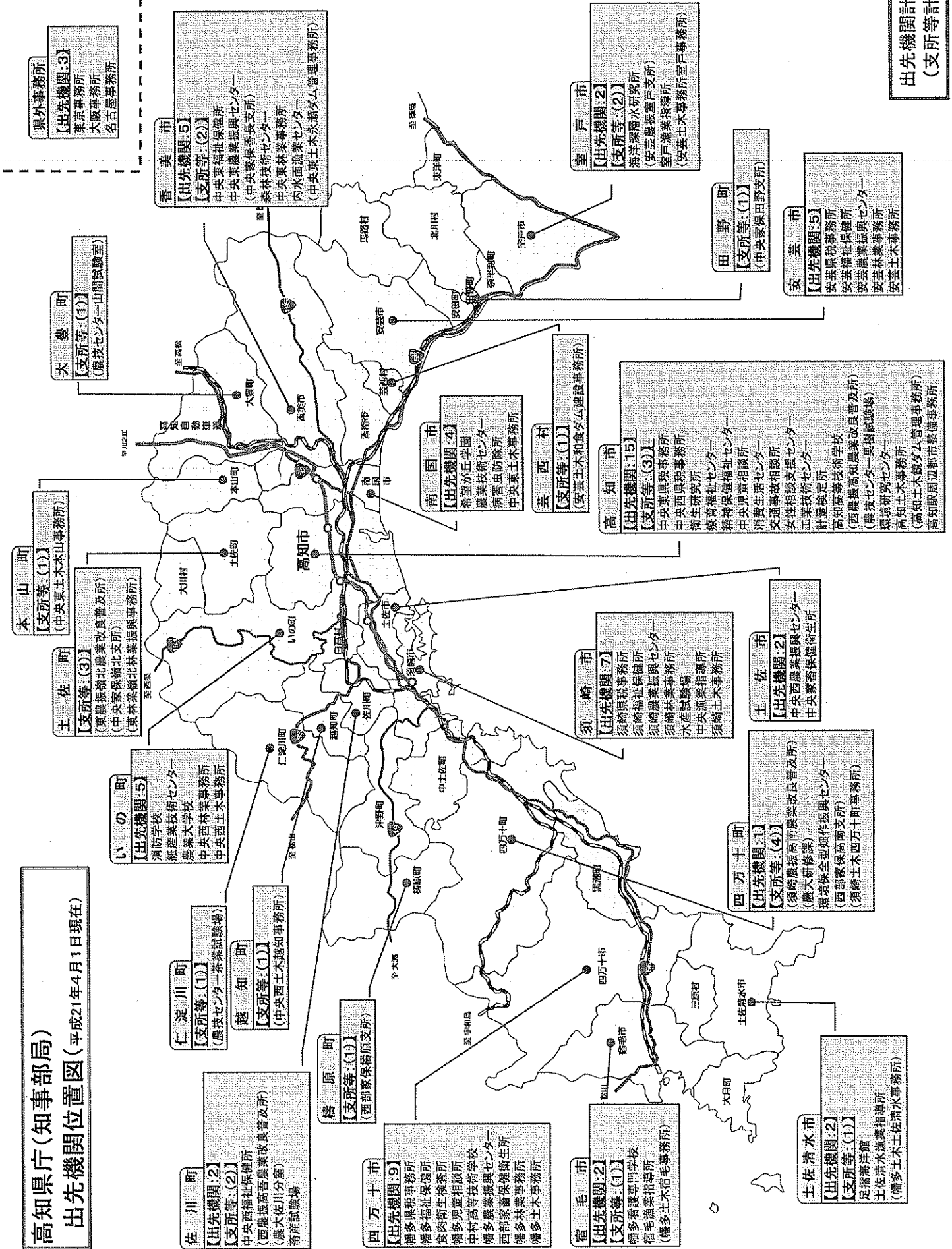
部局	出先機関名	箇所数	職員数
総務部	東京事務所	1	21
	県税事務所	5	128
	小計	6	149
管危理機部	消防学校	1	5
	小計	1	5
健康政策部	福祉保健所	5	247
	衛生研究所	1	16
	幡多看護専門学校	1	10
	食肉衛生検査所	1	9
	小計	8	282
	地域福祉部	療育福祉センター	1
精神保健福祉センター		1	7
希望が丘学園		1	21
児童相談所		2	49
小計		5	166
文化生活部	消費生活センター	1	5
	交通事故相談所	1	0
	女性相談支援センター	1	5
	小計	3	10
商工労働部	工業技術センター	1	34
	紙産業技術センター	1	15
	海洋深層水研究所	1	6
	大阪事務所	1	9
	名古屋事務所	1	3
	計量検定所	1	10
	高等技術学校	2	26
	小計	8	103

部局	出先機関名	箇所数	職員数
振観光部	足摺海洋館	1	0
	小計	1	0
農業振興部	農業振興センター	5	228
	農業技術センター	1	96
	農業大学校	1	22
	環境保全型畑作振興センター	1	6
	病害虫防除所	1	5
	畜産試験場	1	35
	家畜保健衛生所	2	46
	小計	12	438
林業振興部	森林技術センター	1	20
	林業事務所	5	120
	環境研究センター	1	12
	小計	7	152
水産振興部	内水面漁業センター	1	5
	水産試験場	1	19
	漁業指導所	4	15
	小計	6	39
土木部	土木事務所	6	548
	高知駅周辺都市整備事務所	1	18
	小計	7	566

合 計	64	1,910
-----	----	-------

高知県庁(知事部局)

出先機関位置図(平成21年4月1日現在)



高知県市町村合併推進構想と県出先機関所管区域(平成20年4月～)

安芸広域	物部川 流域	高知・嶺北	仁淀川流域	高幡広域	幡多広域
------	-----------	-------	-------	------	------

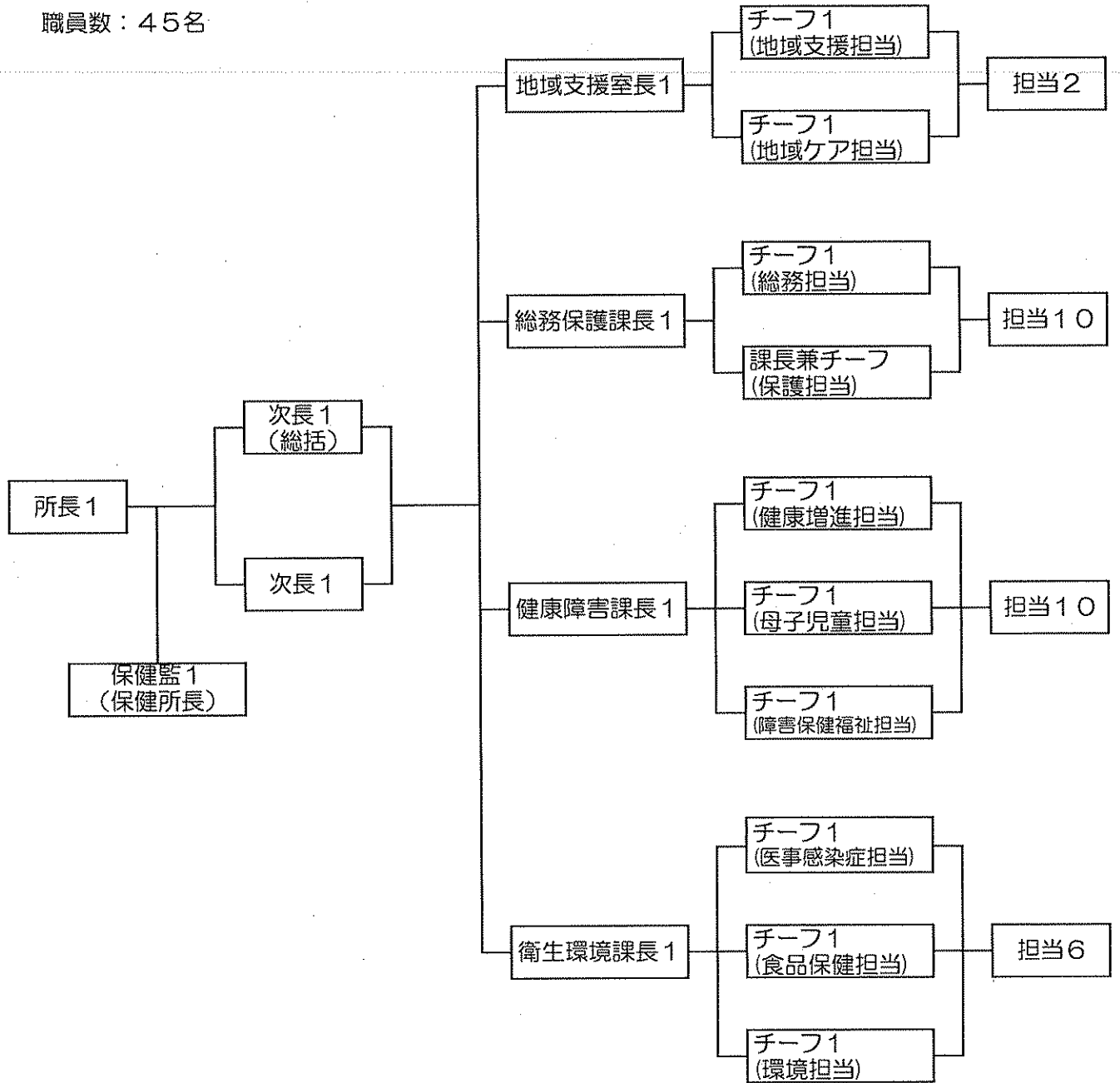
合併構想
(6ブロック)

東洋町	室戸市	田野町	奈半利町	安田町	北川村	馬路村	安芸市	香南市	香美市	南国市	本山町	大豊町	土佐町	大川村	高知市	土佐市	いの町	日高村	佐川町	仁淀川町	越知町	構原町	津野町	須崎市	中土佐町	四万十町	四万十市	黒潮町	三原村	宿毛市	六月町	土佐清水市		
県税事務所	安芸県税	中央東県税	中央西県税	安芸福祉保健所	中央東福祉保健所	安芸農業振興センター (改良普及所) (支所)	中央東農業振興センター (改良普及所) (支所)	中央西農業振興センター (改良普及所) (支所)	須崎農業振興センター (改良普及所) (支所)	中央家畜保健衛生所 (支所)	安芸林業	中央東林業 (嶺北振興事務所)	中央西林業	中央漁指	安芸土木	中央東土木 (本山)	高知土木	中央西土木 (越知)	須崎土木	幡多土木	幡多林業	幡多林業	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木	幡多土木

- (注) 1. 児童相談所は含まれていない(中央、幡多(所管は宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡))。
 2. 漁業指導所の所管区域については、陸上の区域で示している。
 3. 県税事務所の高知市の所管は、中央東県税が東南部を、それ以外を中央西県税が所管している。

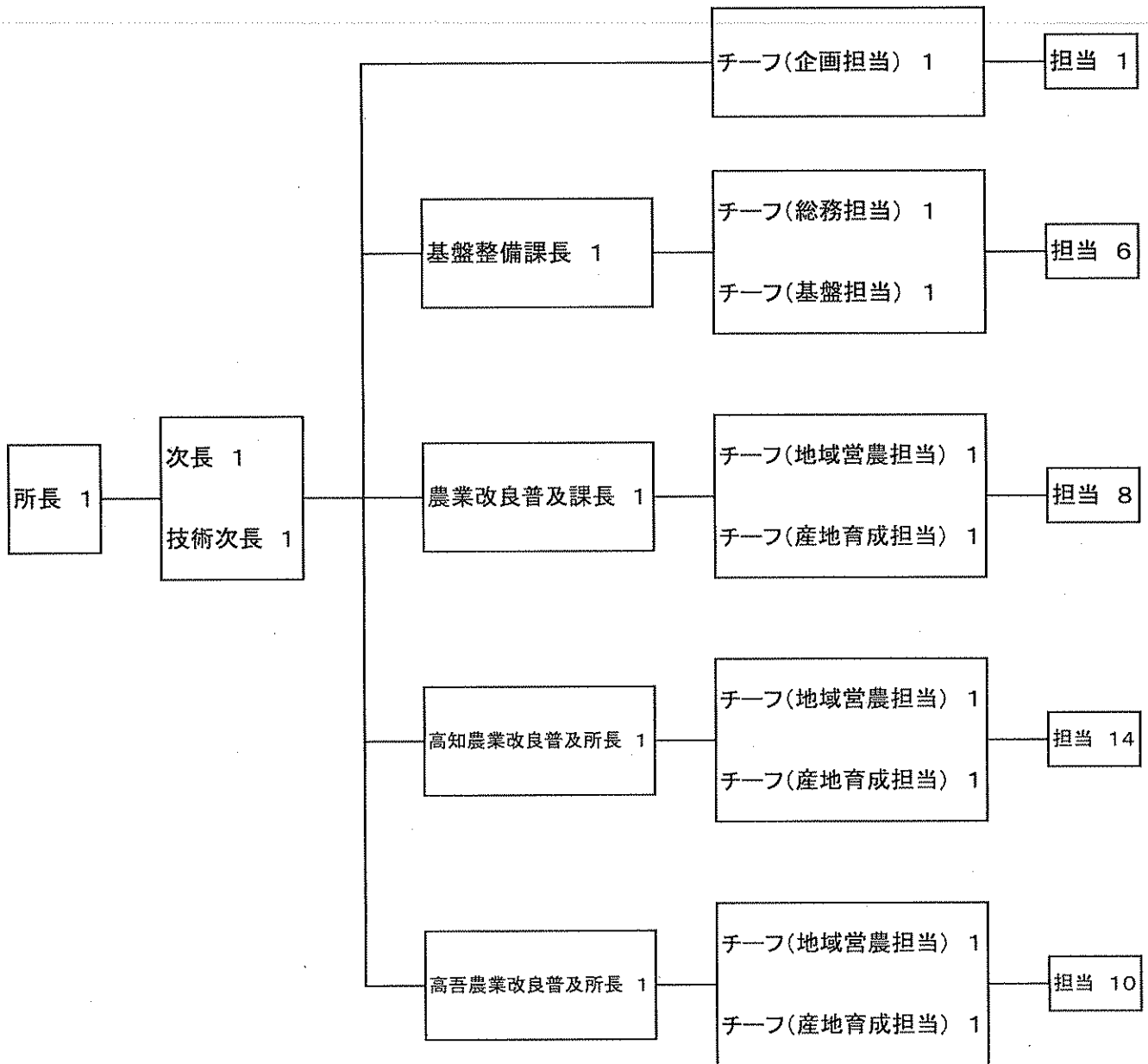
健康政策部 安芸福祉保健所 組織図 (H21.4.1現在)

職員数：45名



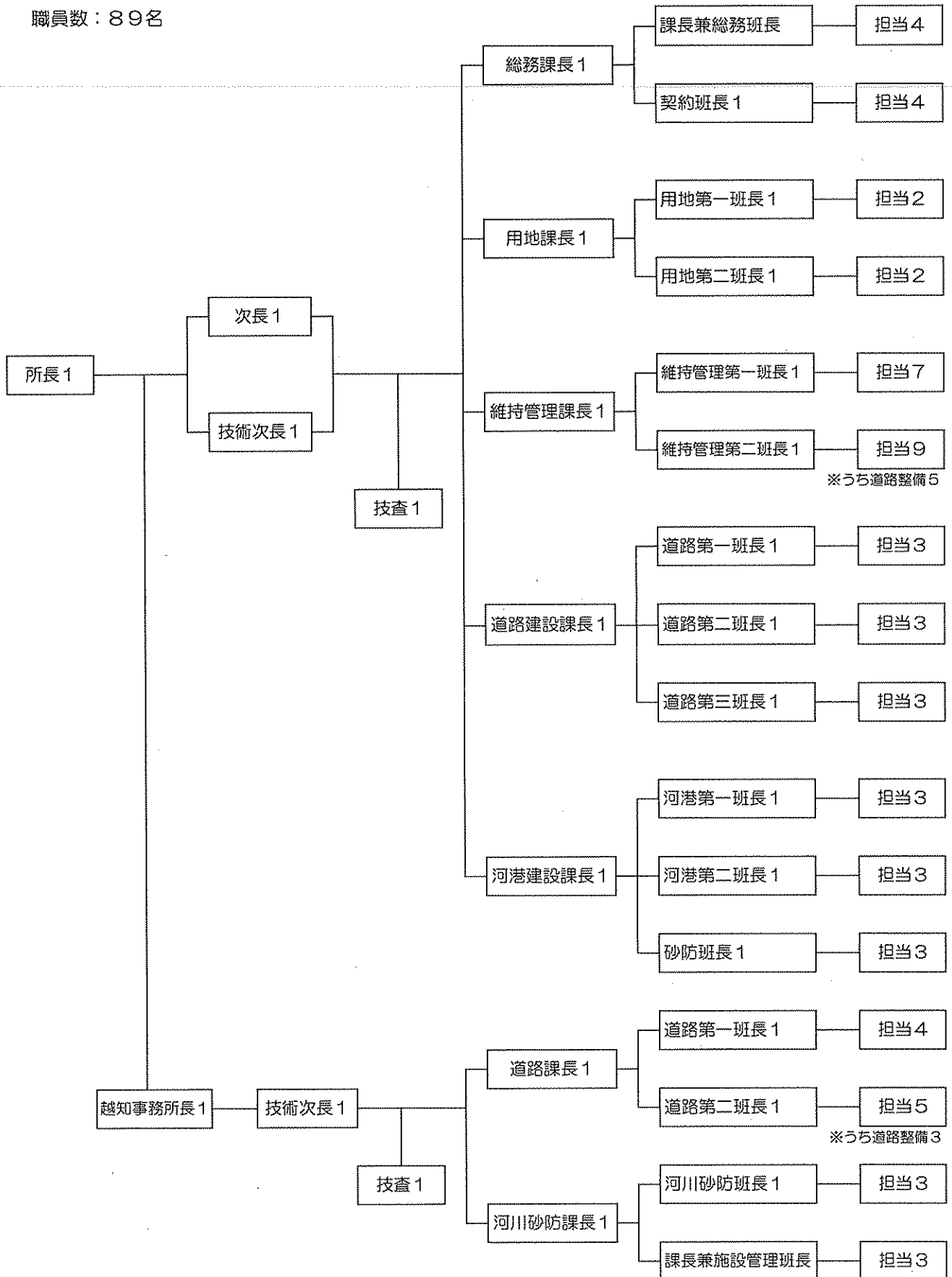
中央西農業振興センター組織図(平成21年4月1日現在)

○職員数 55名

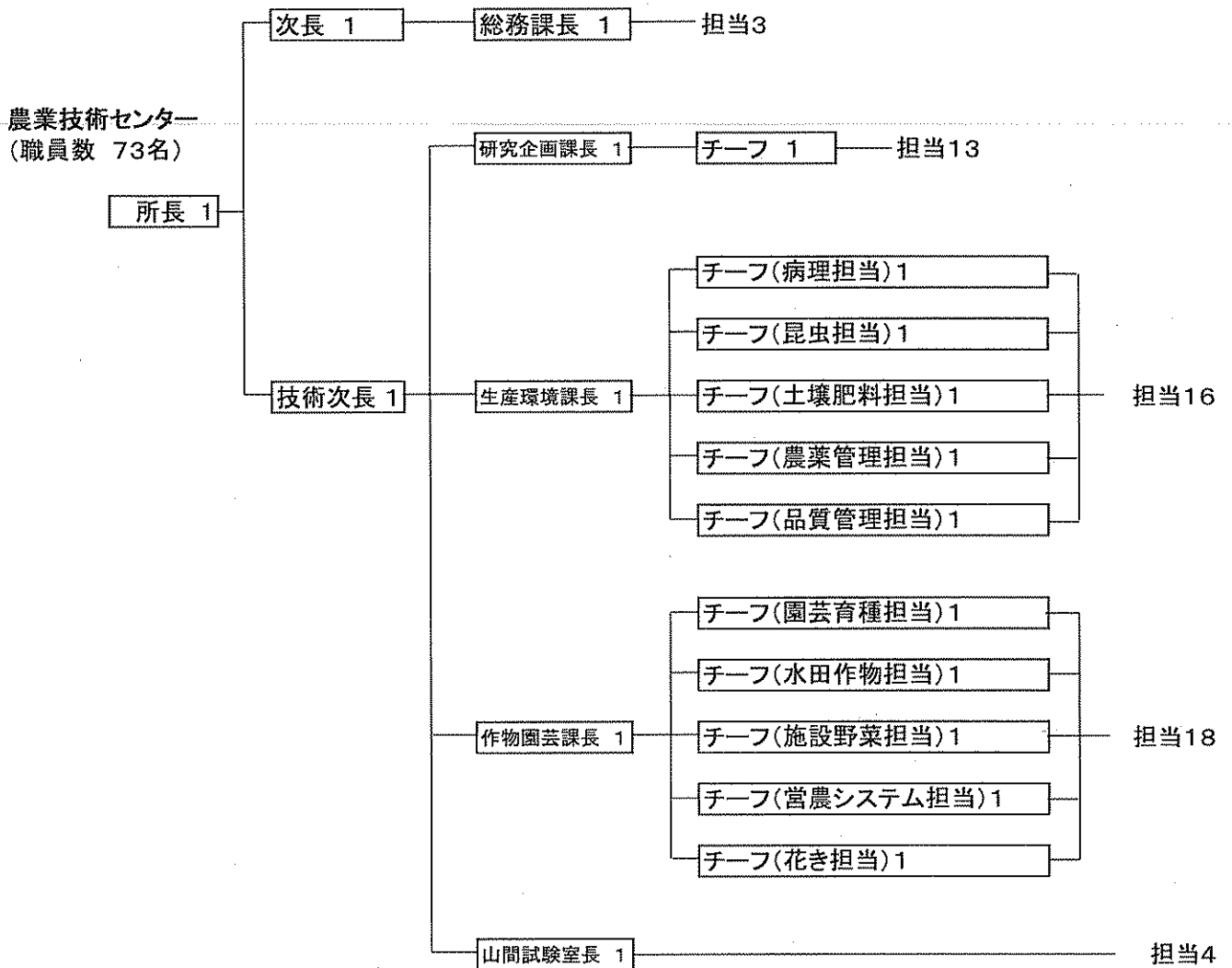


土木部 中央西土木事務所 組織図 (H21.4.1現在)

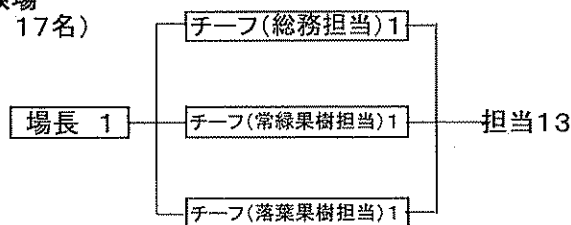
職員数：89名



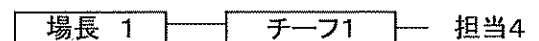
農業技術センター組織図(平成21年4月1日現在)



果樹試験場 (職員数 17名)



茶業試験場 (職員数 6名)



チーフ制の概要

チーフ制により、次のような効果が期待できます。

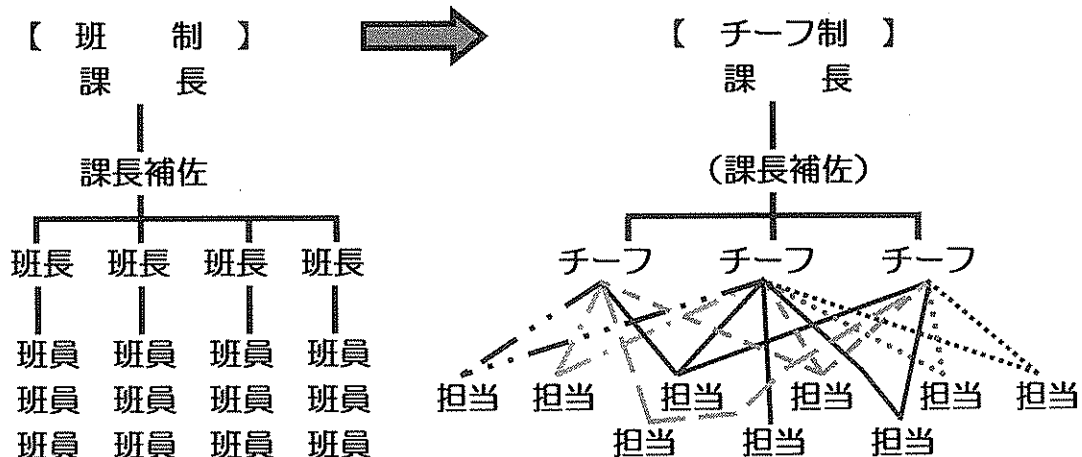
- 1 縦割り、細分化された班制から脱却を図り総合的な観点からの行政運営を行うこと。
 - ・ 班制より業務範囲が広がるため、新たな視点からの業務検討が行えます。また、職員が幅広い知識を得られ、他の業務との連携を考えた総合的な業務遂行が可能となります。
- 2 年間を通じた職員間での業務量の平準化が行いやすくなること。
 - ・ 班の壁がなくなることにより、年間を通じた業務が、より多くの職員で自由な組合せで柔軟に配分できるようになります。

例1：A班3名 業務量 3.2 人役・B班3名 業務量 2.6 人役等、端数がある場合の業務量の平準化

例2：A班は年間の年度当初から上半期が非常に忙しい、B班は年間の下半期から年度末にかけて非常に忙しい場合などの年間業務の平準化

例3：一定期間のみ非常に多くの業務がある場合の担当間業務の平準化
- 3 多様な行政需要に柔軟に対応し、県民サービスを向上させること。
 - ・ 新規の業務、突発的な業務が生じた場合、班の分掌事務が細分化され固定化されていると、特定の班に業務が集中し、迅速な対応が困難となる場合があります。班の壁をなくして、大括りにすることにより、こうした業務の受け皿を柔軟にしておくことができます

<チーフ制のイメージ>



- ・ 各担当の事務分担は、従来の班の枠を超えて、業務量や業務内容を考慮して柔軟に編成します。

事務分担表

平成21年4月1日現在

行政 管理 課 事務 分 担 表			
行政管理課長		門田 純一	
課長補佐		岡村 昭一	
課長補佐(業務改革担当)		鎌倉 昭浩	
分担事務 (根拠法令)	職名	氏名	
1 行政管理担当事務の総括に関する事 2 県政改革本部に関する事 3 外部相談員・セクハラ対応に関する事 4 監査委員事務局との連絡調整に関する事 5 時間外勤務の縮減対策等に関する事 6 労働委員会・地公労法に関する事	チーフ (行政管理) 担 当	小野 広明	
1 組織管理担当事務の総括に関する事 2 時間外勤務の個別事項に関する事	チーフ (組織管理) 担 当	笹岡 浩	
1 給与管理担当事務の総括に関する事 2 時間外勤務(36協定)に関する事 3 特別職の報酬等審議会に関する事	チーフ (給与管理) 担 当	坂田 省吾	
1 行政改革担当事務の総括に関する事 2 アウトソーシングに関する事 3 指定管理者制度に関する事 4 公社改革に関する事	チーフ (行政改革) 担 当	小笠原 直樹	
1 組織・定数(商工、観光、土木、収用委)に関する事 2 服務、勤務時間、休暇制度に関する事(主) 3 県政改革に関する事(主) 4 次世代育成支援行動計画に関する事 5 育児短時間勤務に関する事 6 予算(編成、決算・監査、収入・支出)に関する事(副) 7 議会対応に関する事(副)	主任	上田 曜子	

	分担事務（根拠法令）	職名	氏名
	1 県業務アウトソーシングの企画調整、進行管理（総務、産業振興、観光、農業、林業・環境、土木、会計管理、教委、公安委）に関する事 2 地域版アウトソーシングの推進に関する事 3 アウトソーシング推進アドバイザーに関する事 4 アウトソーシング説明会に関する事 5 受け皿企業等の育成に関する事 6 公共サービス改革法に関する事 7 アウトソーシングの広報に関する事	主任	大石 佳代
	1 給与事務の進行管理に関する事 2 給与関係条例・規則等に関する事 3 公社等の給与に関する事（派遣職員含む） 4 給与システムに関する事 5 地域給・査定給に関する事 6 特殊勤務手当に関する事	主幹	石邑 忠雄
	1 組織・定数（農業、林業・環境、水産）に関する事 2 行政改革プランに関する事 3 監査委員・外部監査対応に関する事 4 行政組織規則に関する事 5 今後の組織体制のあり方に関する事（副） 6 業務改善に関する事 7 管理改善・行政考査に関する事	主幹	松本 真樹
	1 組織・定数の進行管理に関する事 2 今後の組織体制のあり方に関する事（主） 3 組織・定数（総務、危機管理、産業振興、会計管理、議会、人委、監査、労委）に関する事 4 事務処理規則に関する事 5 非常勤職員に関する事 6 臨時職員に関する事 7 任期付短時間勤務職員に関する事	主幹	堅田 俊宏
	1 県業務アウトソーシングの企画調整、進行管理（危機管理、健康政策、地域福祉、文化生活、商工、水産、各種委員会、公営企業）に関する事 2 アウトソーシングの方針及び計画に関する事 3 アウトソーシング推進の仕組みづくりに関する事 4 アウトソーシングを実施する環境整備に関する事 5 労働者派遣に関する事 6 公社改革に関する事 7 指定管理者制度に関する事	主幹	森實 一宏

分 担 事 務 (根 拠 法 令)	職 名	氏 名
1 給与実態調査に関すること(主) 2 給与水準・ラス変動分析に関すること 3 諸手当に関すること 4 技能職員の給与に関すること 5 給与費明細書に関すること 6 特別職の報酬等に関すること(主) 7 給与関係調査に関すること(副)	主 幹	太田 徹
1 組織・定数(健康政策、地域福祉、文化生活、 公営企業、教委)に関すること 2 定員管理に関すること 3 技能職に関すること(給与以外) 4 損害賠償、公務災害、事故報告に関すること(主) 5 課のホームページの作成、更新等に関すること	主 幹	山本 隆介
1 月例給与の確認に関すること 2 期末・勤勉手当に関すること 3 旅費制度に関すること 4 給与関係調査に関すること(主) 5 特別職の報酬等に関すること(副) 6 給与実態調査に関すること(副) 7 人事行政の公表に関すること	主 事	山本 茂
1 予算(編成、決算・監査、収入・支出)に関する こと(主) 2 議会対応に関すること(主) 3 服務、勤務時間、休暇制度に関すること(主) 4 県政改革に関すること(副) 5 損害賠償、公務災害、事故報告に関すること(副) 6 職員団体関係服務に関すること 7 時間外勤務手当の調査等に関すること 8 こじゃんトーク特別号に関すること 9 服務説明会に関すること 10 出勤状況報告に関すること 11 ネームプレート、タクシーチケットに関するこ と 12 県旗・県章に関すること 13 その他庶務業務に関すること	主 事	池田 一臣

総合出先機関のメリット・デメリット

メリット

- 1 住民サービスの向上
 - ・住民にとっての一次窓口（コンシェルジュ的機能）整備
- 2 組織としてのわかりやすさ
 - ・地域における県行政の責任者や総合窓口や企画調整機能等を「形」にすることで、よりわかりやすく明確に
 - ・本県で総合事務所にした場合、地域支援企画員等が担っている役割を組織化
- 3 地域における総合調整機能の整備・向上
 - ・「危機管理」「防災」など複数の分野をまたがる課題への対応強化
 - ・商工労働や観光など、現在は出先機関がない分野の現地対応
- 4 内部管理事務の効率化
 - ・現在、それぞれの出先機関で行っている会計事務や庶務事務を集約

デメリット

- 1 事業執行の効率性
 - ・すべての事務を現地でワンストップにするのは困難
 - ・本庁で全体を判断し、調整をする方が効率的な事務も多数存在
 - ・本庁との二重行政となるおそれ
- 2 総合調整機能の限界
 - ・予算は分野毎に本庁と出先とが協議し、本庁で全体調整をするため、現地で柔軟に予算を配分することは困難
 - <例：現地所長の判断で「土木の予算を削り、その分を福祉へ回す」ようなことは非現実的>
- 3 地方分権への対応
 - ・国、県、市町村の役割が変動していく中で、総合出先機関を新設する必要性
 - ・市町村合併の進展後、全国的に総合出先機関が再編の動き
- 4 その他
 - ・各地域に新たに総合調整部門を設けることで人員増となる可能性
 - ・庁舎の問題 … 現在は事務所がバラバラに立地
 - ・組織の硬直化の弊害

※ 47都道府県の内訳 : 完全総合 17
 一部個別 9
 一部地域 8
 個別 13 (高知県)

総合出先機関の導入状況

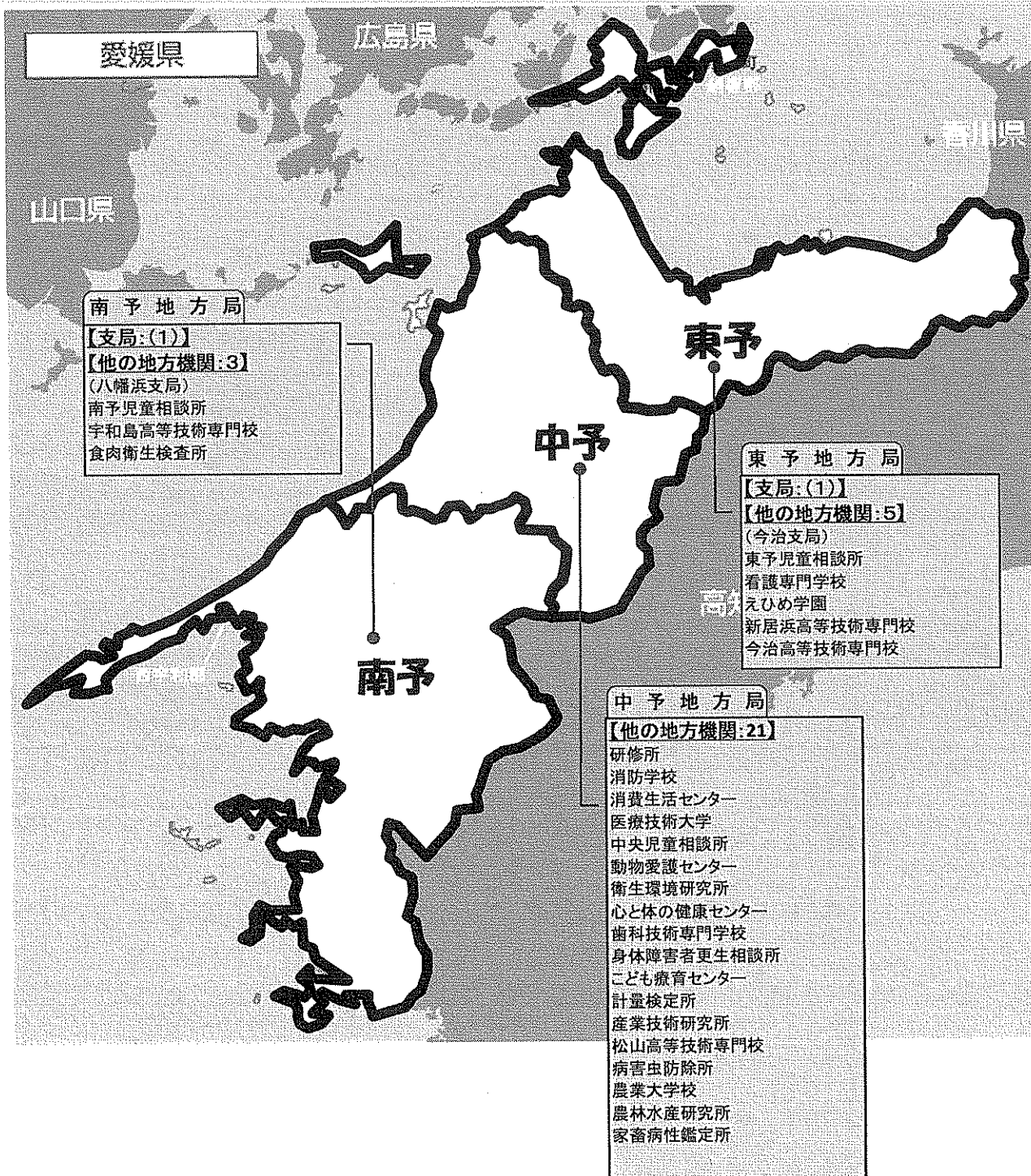
都道府県名	1997年4月	この間の変化・年度	2009年1月	今後の方向性
北海道	一部個別	→2004年	完全総合	09年広域化・統合
青森県	個別	→2006・07年	完全総合	広域化・集約化
岩手県	完全総合	=(2006年統合強化)	完全総合	10年再編統合
秋田県	企画調整	→2003年	完全総合	再編統合
山形県	一部個別	→2001年	完全総合	-
群馬県	企画調整	→2005年	完全総合	広域化・集約化
新潟県	個別	→2002・04・06年	完全総合	広域化
滋賀県	一部地域	→2001年	完全総合	→09年個別化
京都府	一部個別	→2000・04年	完全総合	-
兵庫県	企画調整	→2001年	完全総合	-
和歌山県	一部個別	→1998年	完全総合	-
鳥取県	個別	→2001・03・06年	完全総合	-
岡山県	完全総合	=(2005年統合強化)	完全総合	09年統合完了
広島県	個別	→2001年	完全総合	→09年個別化
愛媛県	完全総合	=(2008年統合強化)	完全総合	-
熊本県	一部個別	→2000年	完全総合	-
鹿児島県	一部地域	→2007年	完全総合	-
宮城県	一部個別	=(2004年統合強化)	一部個別	-
福島県	一部個別	=	一部個別	-
茨城県	一部個別	=(2005年統合強化)	一部個別	→09年個別化
埼玉県	企画調整	→(2008年統合強化)	一部個別	-
神奈川県	一部個別+企画	=(2005・08年統合強化)	一部個別	-
長野県	一部個別	=	一部個別	-
岐阜県	一部個別	=(2000・06年統合強化)	一部個別	-
島根県	一部個別	=(1999・2006年統合強化)	一部個別	-
大分県	一部個別	=(2006年広域化)	一部個別	-
東京都	一部地域	=	一部地域	-
石川県	一部地域	=(2000年統合強化)	一部地域	-
福井県	一部地域	=	一部地域	-
香川県	一部地域	=(2002年統合強化)	一部地域	-
徳島県	個別	→2005年	一部地域	-
長崎県	一部個別	→	一部地域	→09年順次総合化
宮崎県	一部地域	=	一部地域	-
沖縄県	一部地域	=	一部地域	→09年個別化
栃木県	個別	=	個別	-
千葉県	一部個別	→2004年	個別	-
富山県	個別	=	個別	-
山梨県	一部個別	→2006年	個別	-
静岡県	企画調整	→2005年	個別	-
愛知県	一部個別	→2008年	個別	-
三重県	完全総合	→2006年	個別	-
大阪府	個別	=	個別	-
奈良県	個別	=	個別	-
山口県	一部地域	→	個別	-
高知県	個別	=	個別	-
福岡県	個別	=	個別	-
佐賀県	個別	=	個別	-

※凡 例

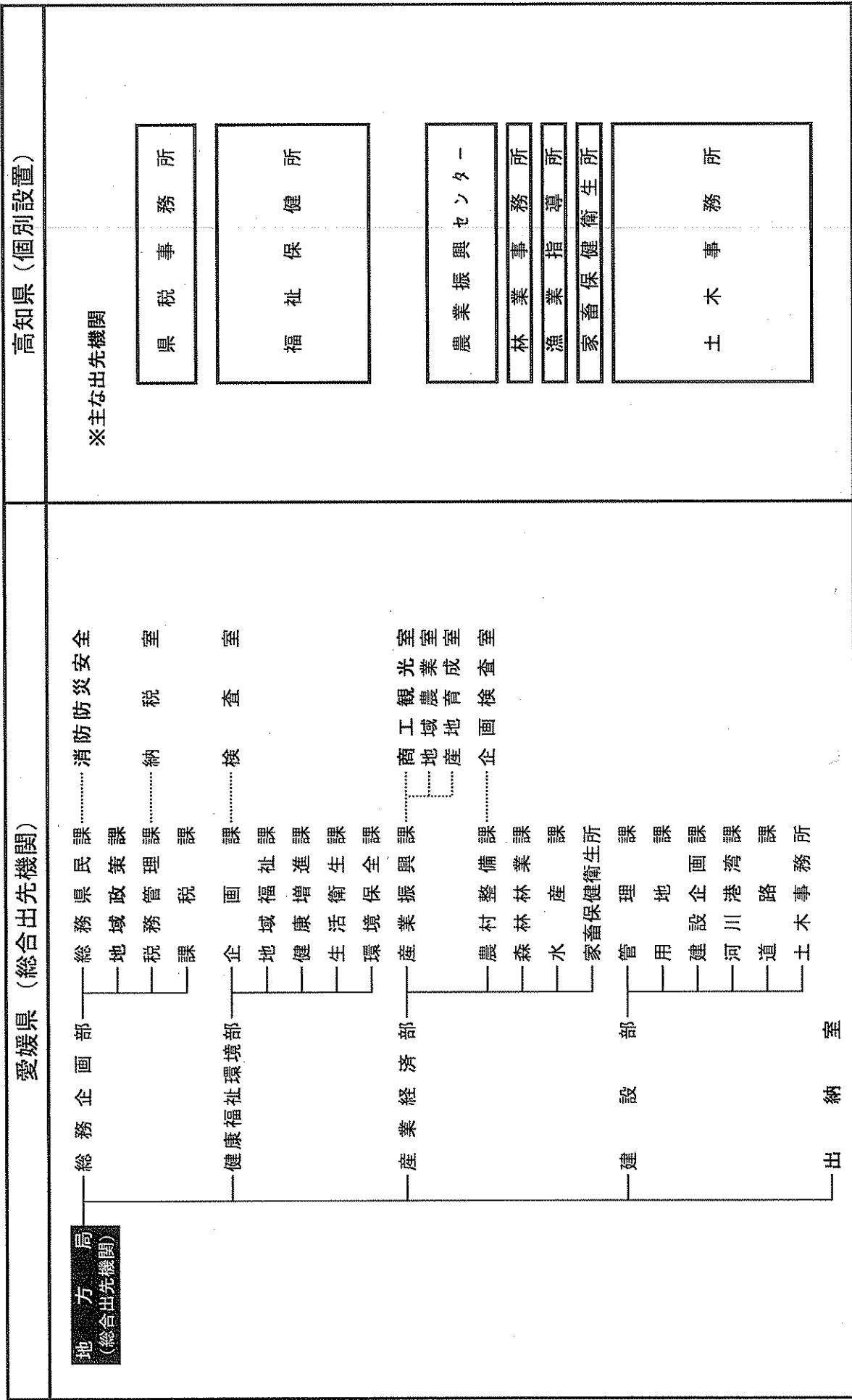
- 完全総合 → 総合出先機関のみを設置
- 一部個別 → 総合出先機関の他に土木事務所、保健所等を個別に設置
- 一部地域 → 個別出先機関を中心に離島などの一部地域に総合出先機関を設置
- 個 別 → 全ての出先機関を個別に設置(※高知県)

出典：府県出先機関の組織と予算に関するサーベイ
 (2009年3月 高知短期大学社会科学論集第95号 抜刷 水谷利亮 平岡和久)

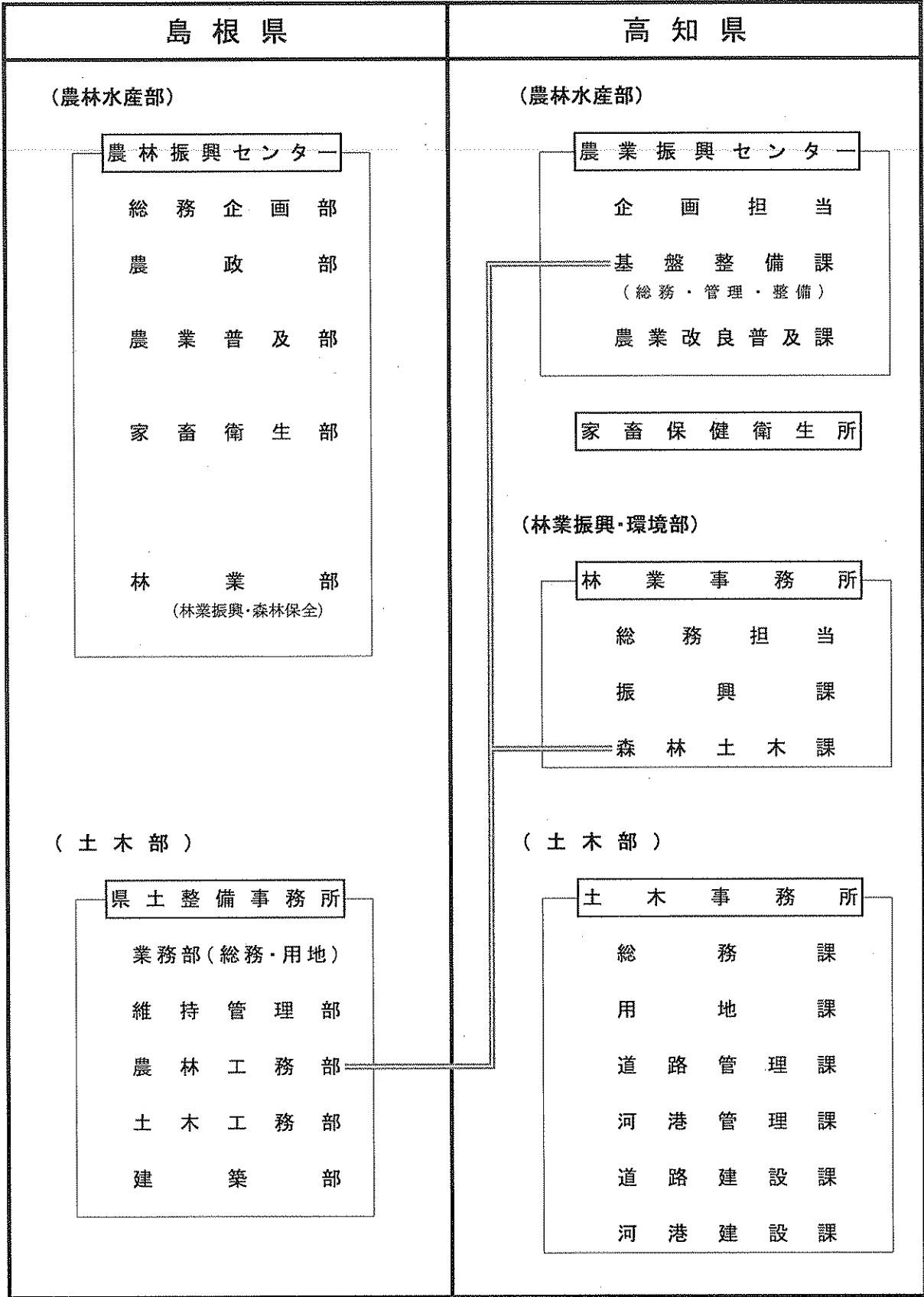
愛媛県地方局所管区域図



総合出先機関イメージ図（愛媛県地方局の例）



土木・農業・林業関係出先機関（島根県との対比）



(注) 部課の名称や所内編成は、事務所によって異なる。

県幹部職員の主な意見（組織機構について）

総合出先機関（地方局）にすることについて

⇒ 「賛成」

- ・個人的な意見としては、総合事務所にすべきだと思う。地域にトップを置いて全部を差配するようになったほうが良い。
- ・地域振興事務所などを考えてみてはどうか。産振計画を進めるならそういう形がよいと思う。小分けでは力が落ちると思う。一次産業、土木など全部一緒にして本課の執行の権限も含めて、渡してはどうか。

⇒ 「反対」

- ・国の施策が縦割である以上、実際には縦の系列でしか機能しないので難しい。
- ・今の県庁のシステム（予算、議会对応）を変えない限り難しいのではないか。
- ・総合事務所化しないといけない必要性を全く感じない。

⇒ 「その他」

- ・理想論としてはいいと思うが、庁舎が一つでないと意味がない。
- ・出先機関にはミッションを課した人を配置するとよい。機能を持たせることが大切。
- ・地域産業振興監は、（地域アクションプラン等の）ミッションについては一生懸命対応しているし、機能している。
- ・産振計画で振興監を配置して地域の各ブロックで力を入れてやっていくなら、各ブロックで戦力を多く増やして、その地域を任せるくらいに出先機関を強化してはどうか。
- ・総合事務所にするかどうかは別にして、少なくとも総務事務については、会計のチェック機能や人材育成の面からも、できるだけ集中化すべき。

チーフ制について

⇒ 「賛成」

- ・チーフ制は良いと思う。弊害は感じない。
- ・チーフ制はうまく使えばよい。特に弊害はない。班と同じような認識の職員がいるが、その意識を変えないといけない。

⇒ 「反対」

- ・人を育てるためには班制が良いのでは。チーフ制は部下との関係が希薄になる。
- ・チーフに仕事を持たせたことで、部下を見る余裕がなくなった。
- ・チーフ制は必ずしもうまくいっているとは思わない。責任の所在があいまいになっている。班制へ戻すべき。
- ・「班長と部下」という形で上位下達をさせた方が、組織として動きやすい。

⇒ 「機能していない」

- ・チーフ制というが、実態は班長制と変わらない。班長の名前がチーフに変わっただけ。
- ・チーフ制の良さは機能していない。
- ・季節や業務によって担当をフレキシブルに見直すのは案外難しい。

⇒ 「その他」

- ・班制、チーフ制は一律にやらずに、職場が判断し、やればよい。
- ・課の業務内容（課の性質）によって、チーフ制が機能するかどうかという違いがある。
- ・チーフが固有の業務を持っている。イメージで言えば、かつて班長がやっていた仕事を課長や補佐が、担当の仕事をチーフが行うようになっている。